

# 令和7年度第1回多野藤岡地域保健医療対策協議会及び 病院等機能部会（書面開催） 議事資料

令和7年6月27日

## 議題

### （1）紹介受診重点医療機関の選定について

【資料1】紹介受診重点医療機関の選定について

### （2）病床数適正化支援事業について

【資料2】病床数適正化支援事業について

【参考資料1】令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について

【参考資料2】令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）の内示について

## 議事説明（報告内容）

### （1）紹介受診重点医療機関の選定について

医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、地域の協議の場（藤岡地域保健医療対策協議会）において協議を行い、同意を得た場合に紹介受診重点医療機関として県が公表しています。

なお、協議実施の要否については、別紙フローチャート（資料1P10）に沿って判定することとし、協議を不要とした医療機関については、県が公表した後医対協・部会にて事後報告させていただきます。

藤岡地域においては、前年度承認されている医療機関は1医療機関、公立藤岡総合病院です。今回、継続して紹介受診重点医療機関になる意向があり、令和5年度、令和6年度ともに基準を満たしていることから、引き続き紹介受診重点医療機関となることを御報告

いたします。

## （2）病床数適正化支援事業について

別添参考資料1 令和7年4月1日付け医政発0401第5号「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」により、医療機関の経営状況の急変に対応する国の緊急支援パッケージとして、令和6年度補正予算（令和7年度に繰越）により病床数適正化支援事業が実施されます。これは、病床数の適正化（減床）を進める医療機関に給付金を支給するもの（減床1床あたり4,104千円）で、このたび、厚生労働省から資料2のとおり内示がありました。

なお、藤岡保健医療圏においては、対象病床数（減床数）は0床でした。